

平成22年 4月発行



第144号

羽島商工会議所

会議所タイムズ

〒501-6241

岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL<058>392-9664 FAX<058>392-6708

E-mail : info@hashima-cci.or.jp URL : http://www.hashima-cci.or.jp

通常議員総会を開催

三月二十六日（金）、羽島市文化センターにて、第二十八回通常議員総会を開催しました。

第一号・二号議案である平成二十二年度の事業計画と収支予算は原案通り承認されました。

新年度の事業計画、一般会計や中小企業相談所会計

予算は、本号三〜四ページをご覧下さい。

その他、専務理事及び監事の欠員に伴い、第三号議案・四号議案においてそれぞれ選任されました。

専務理事 堀江 邦昭
監事 高橋 俊幸

（大垣信用金庫羽島支店）



二十二年度年間スケジュール

- 六月 議員総会
- 八月 会員親睦ボウリング大会
- 九月 会員親睦ゴルフ大会
- 十月 臨時議員総会
- 十一月 従業者表彰式
- 十二月 年末調整指導
- 一月 賀詞交歓会
経済講演会
- 二月〜三月 決算指導
- 三月 新入社員研修会
議員総会
- 常議員会 偶数月と三月
- 金融相談 毎月二十日頃
- 記帳継続指導（夜間）
毎月一日間
- 記帳相談（昼間）
毎月二日間

- 2ページ：新入社員研修会、飲食サービス部会、改正労働基準法
- 3・4ページ：新年度事業計画、収支予算
- 5ページ：検定カレンダー
- 6ページ：経営セーフティ共済、相談窓口のご案内、金融情報

ふじまつり



竹鼻まつり

ふじまつり

四月二十三日（金）
五月五日（祝）

美濃

藤とモデル撮影会
四月二十五日（日）
午前十時〜正午
竹鼻別院境内

竹鼻まつり

五月三日（祝）
※雨天の場合、翌日
山車曳行「二六輛」
竹鼻町商店街一円
午前十時〜

山車引き揃え

市道松山大浦線
午後一時〜一時半

新入社員研修会開催

三月十七日（水）会議所三階研修室にて市内企業を対象とした新入社員研修会を開催しました。

午前の部は、始めに澤芳美先生（中小企業診断士）より、社会人として持つべき心構えを学びました。頭の体操やクイズなどを交えての講義に、緊張していた受講生もいつしか引き込まれ、熱心に聞き入りメモをとっていました。

続いて、北川住江先生（県民生活相談センター 消費生活相談員）の講義では、最近の若者に多くみられるインターネットや携帯電話に関するトラブルの事例と、その対処方法を学びました。困ったときには一人で悩まず、まず誰かに相談すること、その時は迷わず県民生活相談センターへ電話してくださいと話されました。

午後の部は実習形式で行われ、羽島消防署 救急隊員の方より「救急法講座」と題して、心肺蘇生とAEDの実技講習を受けました。次に、鵜飼昌子先生（接

遇マナーインストラクター）

によるビジネススマナー講座の実習が行なわれました。社会人の基本的なマナーとして、挨拶の仕方、名刺交換の方法、お茶の出し方などを学びました。マナーの基本は、形ではなくまず相手の事を思いやる心が一番大切であるということが受講生にも十分理解できたことと思います。

当研修は新入社員だけでなく、社員教育としても大変役立つ講座となっております。多くの会員企業の皆様にご活用いただけますようよろしくお願いいたします。



まごころタイム

はしま熱血飲食まつり

四月二十三日（金）
五月二十二日（土）

飲食・サービス部会（部会長 山田恒夫）では、飲食店を盛り上げるために、羽島喫茶組合、羽島市菓子工業組合、羽島市飲食店組合と協力して「まるごと一ヶ月 はしま熱血飲食まつり」を開催します。

期間中は参加協力店が各自もしくは組合ごとでイベント・フェアなどの各種サービスなどを行っています。また、期間中に参加協力店にてお食事、ご購入された方の中から三十人に現金一万円が当たる抽選応募券をお渡しします。（※お店によって応募券をお渡しするご利用金額の設定が異なります。ご利用店での応募のみに限りです。但し応募券が無くなり次第、配布を終了いたします。）

期間中に「はしま熱血まつり」のノボリを街で見かけましたら、是非ともお立ち寄りください。

改正労働基準法が4月1日から施行されました。

長時間労働の抑制を図るため、時間外労働の割増賃金率引き上げ、年次有給休暇の時間単位での取得制度等を内容とした改正労働基準法が本年4月1日から施行となりました。

◇労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第89号）の概要

（1）時間外労働の削減

法定割増賃金率の引き上げ ※中小企業は、当分の間、適用猶予

1ヶ月60時間を超える時間外労働について、割増賃金率を50%以上に引き上げ（以前は25%以上）

代替休暇制度の創設 ※中小企業は、当分の間、適用猶予

労使協定により改正法による法定割増賃金率の引き上げ分（注）の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を付与することが可能に

（注）例えば、割増賃金率50%－25%＝25%（簡便化のために引き上げ前の割増率を一律25%とした場合の例）

限度時間を超える時間外労働の労使による削減 ※規模に関わらず、適用されます。

特別条項付きの時間外労働協定で、限度基準告示上の限度時間（注）を超える時間外労働に対する割増賃金率を法定（25%以上）を超える率を定める努力義務

（注）例えば、1ヶ月45時間、1年間360時間など

（2）年次有給休暇の有効活用

時間単位年休制度の創設

労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能になります。

■問い合わせ先：岐阜労働局監督課（☎245-8102）

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>

平成二十二年 事業計画 (二部抜粋)

基本方針(要約)

我が国の経済は、景気対策等の効果がみられるものの、悪化を続ける雇用情勢や消費の伸び悩み、設備投資の低迷などにより非常に厳しい状況が続いております。

羽島商工会議所では中小・小規模事業者の皆様方を支援すべく関係機関と緊密な連携をとり、「中小企業相談所」の指導体制の充実・機能強化を図るなど地域社会に支持される地域経済団体を目指します。

【事業項目】

1. 会議の開催

□ 議員総会

(六月、十月、三月)

□ 常議員会 年七回以上

□ 正副会頭会 年十回以上

□ 監事会 年一回

□ 部会 随時

□ 委員会

① 総務・財政委員会

② 事業企画委員会

③ 組織対策委員会

④ 国際・情報化委員会

⑤ 中小企業対策委員会

⑥ 商業振興委員会

⑦ 工業振興委員会

□ 部会長連絡会議等

2. 意見活動の展開

地域総合経済振興を図るため、部会、委員会での調査研究等を行い、集約した意見は関係機関に建議いたします。

□ 羽島市総合計画実施への協力

□ 行政懇談会等の開催

□ インフラ整備の促進

3. 商工業振興に関する事業

□ 部会活動の積極的推進

□ 商業活性化推進事業実施

□ 地域産業振興事業の実施

□ 若手経営者、後継者育成事業の実施

□ 産業の情報化、サービス化への対応

□ 個人情報保護法への対応

□ 経済講演会の開催

□ 観光産業の振興事業

ぎふ清流国体の推進及び協力等

□ 容器包装リサイクル事業の推進

□ JANコードの利用促進

□ 東海環状自動車道西回りルートの建設促進

□ 岐阜・羽島高規格道路の建設促進

□ 中部国際空港効果の活用推進

□ 岐阜羽島駅付近整備促進

□ 街づくり事業の推進

□ 国際交流事業の推進

外国人研修生受入事業の実施等

□ 地域社会の福祉・環境増進に資する事業の推進

災害時に備えた危機管理対策事業等

□ 定期健康診断の実施

□ 労働力確保対策事業実施

① 優良従業者表彰・新入社員研修会の実施・無料職業紹介事業の実施等

□ 労働保険、社会保険への加入促進

□ 中小企業大学校利用促進

□ 労働関係機関との連絡調整

□ 制度の普及促進

□ 有期実習型訓練実施企業への支援

□ 岐阜県地域ジョブ・カードセンターとの連絡協調

□ 巡回及び窓口相談指導の強化

□ 集団及び個別講習会・講演会の開催

6. 労務対策事業

□ 金銭対策事業

小規模事業者経営改善資金等の制度融資の斡旋等

□ 税務対策事業

青色申告制度普及促進等

□ 記帳指導の充実と記帳機械化の推進

□ 小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、中小企業退職金共済の普及促進

□ パンフレット類の作成及び配布

□ エキスパートバンクの活用促進

□ 中小企業応援センター事業の活用

□ キャリア教育プロジェクト事業

□ キャリア教育プロジェクト事業協議会、推進委員会の開催

□ 学校へ社会人講師を派遣

□ 国際交流事業の推進

外国人研修生受入事業の実施等

□ 地域社会の福祉・環境増進に資する事業の推進

災害時に備えた危機管理対策事業等

□ 定期健康診断の実施

□ 労働力確保対策事業実施

① 優良従業者表彰・新入社員研修会の実施・無料職業紹介事業の実施等

□ 労働保険、社会保険への加入促進

□ 中小企業大学校利用促進

□ 労働関係機関との連絡調整

□ 制度の普及促進

□ 有期実習型訓練実施企業への支援

□ 岐阜県地域ジョブ・カードセンターとの連絡協調

□ 巡回及び窓口相談指導の強化

□ 集団及び個別講習会・講演会の開催

会・経営セミナー・税理士による記帳継続指導等

□ 金融対策事業

小規模事業者経営改善資金等の制度融資の斡旋等

□ 税務対策事業

9. キャリア教育プロジェクト事業

□ キャリア教育プロジェクト事業協議会、推進委員会の開催

□ 学校へ社会人講師を派遣

□ 国際交流事業の推進

外国人研修生受入事業の実施等

□ 地域社会の福祉・環境増進に資する事業の推進

災害時に備えた危機管理対策事業等

□ 定期健康診断の実施

□ 労働力確保対策事業実施

① 優良従業者表彰・新入社員研修会の実施・無料職業紹介事業の実施等

□ 労働保険、社会保険への加入促進

□ 中小企業大学校利用促進

□ 労働関係機関との連絡調整

□ 制度の普及促進

□ 有期実習型訓練実施企業への支援

□ 岐阜県地域ジョブ・カードセンターとの連絡協調

□ 巡回及び窓口相談指導の強化

□ 集団及び個別講習会・講演会の開催

会・経営セミナー・税理士による記帳継続指導等

□ 金融対策事業

小規模事業者経営改善資金等の制度融資の斡旋等

□ 税務対策事業

青色申告制度普及促進等

□ 記帳指導の充実と記帳機械化の推進

□ 小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、中小企業退職金共済の普及促進

□ パンフレット類の作成及び配布

□ エキスパートバンクの活用促進

□ 中小企業応援センター事業の活用

□ キャリア教育プロジェクト事業

□ キャリア教育プロジェクト事業協議会、推進委員会の開催

□ 学校へ社会人講師を派遣

□ 国際交流事業の推進

7. ジョブ・カード事業推進

6. 国際交流事業推進

5. 経営改善普及事業強化・推進

4. 商工業活性化と地域振興事業への積極的な対応

3. 部会、委員会活動推進

2. 会員増強と財政基盤拡充

1. 地域経済振興等に係る建議、意見、提言、要望の実施

【重点事業】

1. 地域経済振興等に係る建議、意見、提言、要望の実施

2. 会員増強と財政基盤拡充

3. 部会、委員会活動推進

4. 商工業活性化と地域振興事業への積極的な対応

5. 経営改善普及事業強化・推進

6. 国際交流事業推進

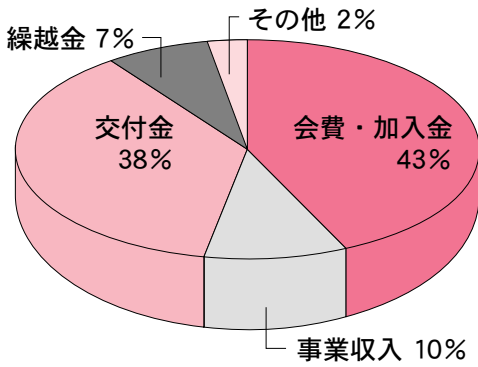
7. ジョブ・カード事業推進

平成22年度 収支予算

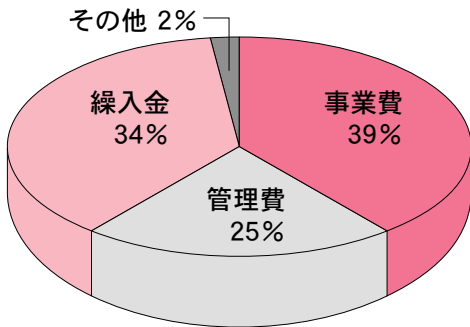
一般会計

予算合計額 83,450千円

収入



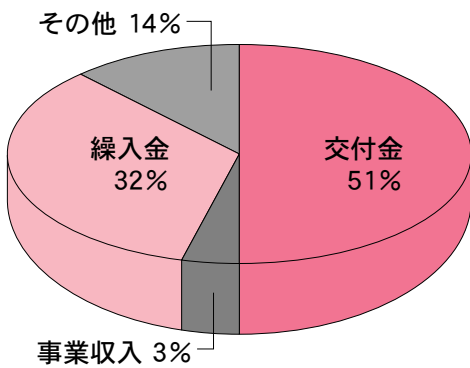
支出



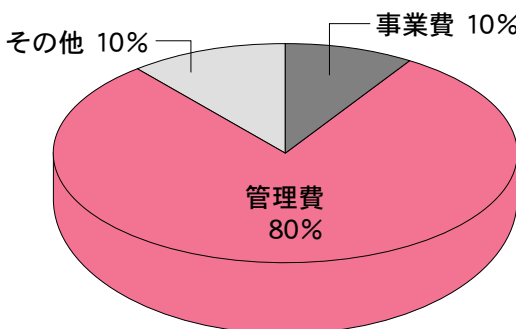
中小企業相談所特別会計

予算合計額 77,150千円

収入



支出



- 職業体験学習・インターネット研修の推進
- ロボット授業の実施
- 成果発表会の実施
- 10. 調査、広報事業
 - 地域経済動向調査
 - 毎月の会報発行
 - 業務案内冊子の作成配布
- 11. 証明等
 - 原産地証明等の貿易関係証明発行
 - 会員証明の発行
 - 各種検定合格証明の発行
- 12. 検定事業
 - 珠算、簿記、PC検定の実施
 - 各種検定試験のPR
 - 羽島珠算振興会との連携
 - ① 競技大会への参加
 - ② 羽島珠算振興会育成強化
- 13. 会議所運営に関する事業
 - 会議所機能の強化
 - ① 会議所組織(部会、委員会等)の充実
 - ② 会員増強運動の推進
 - ③ 会議所財政基盤の強化
 - ④ 事務の合理化と整備
 - 特定商工業者法定台帳の作成整備
 - ① 取引紹介、事業所紹介
 - 会員に対するサービス事業
 - ① 施設割引券等の配布
 - ② 会員に対する各種情報の提供
 - 会員に対するサービス事業
 - ① 施設割引券等の配布
 - ② 会員に対する各種情報の提供
- 14. 各種共済制度の普及促進
 - 関係機関との連絡調整
 - ① 国、県、市との連絡調整
 - ② 日本商工会議所及び各地商工会議所との連携、ネットワークの利用
 - 会員交流事業の実施
 - ① 新春賀詞交歓会開催
 - ② 会員親睦ゴルフ大会開催
 - ③ 会員親睦ボウリング大会開催
- 15. 会館運営管理事業
 - 会議室、店舗の貸出及び利用促進
 - 会館防災設備の点検、充実
 - 会館備品等の拡充
- 16. 新産業創出支援事業
 - ワークショップ岐阜羽島の事業拡充及び産学官の連携
- 17. 会費預金口座振替の推進
 - 職員資質向上のための研修会等への積極的参加
 - 関係各種団体が主催する研修会への積極的参加
- 18. 関係機関との連絡調整
 - 国、県、市との連絡調整
 - 日本商工会議所及び各地商工会議所との連携、ネットワークの利用
- 19. 火災共済、所得補償共済、個人年金、PL保険等の普及促進を行い、会員企業への寄与と財政基盤の強化

平成22年度 羽島商工会議所検定カレンダー

	施行日	施行級	申込受付期間		受験料
簿記	平成22年6月13日(日)	1～4級	窓口	4/21(水)～5/14(金)	1級：7,500円 2級：4,500円 3級：2,500円 4級：1,600円
			郵送	4/21(水)～5/7(金) までに必着	
			ネット (コンビニ決済)	4/21(水)～5/12(水)	
			ネット (クレジット決済)	4/21(水)～5/13(木)	
	平成22年11月21日(日)	1～4級	窓口	10/1(金)～10/22(金)	
			郵送	10/1(金)～10/15(金) までに必着	
			ネット (コンビニ決済)	10/1(金)～10/20(水)	
			ネット (クレジット決済)	10/1(金)～10/21(木)	
	平成23年2月27日(日) ※1級は実施しません	2～4級	窓口	1/11(火)～1/28(金)	
			郵送	1/11(火)～1/21(金) までに必着	
			ネット (コンビニ決済)	1/11(火)～1/26(水)	
			ネット (クレジット決済)	1/11(火)～1/27(木)	
珠算(日商)	平成22年6月27日(日)	1～3級	窓口	4/26(月)～5/14(金)	1級：2,040円 2級：1,530円 3級：1,330円
	平成22年10月24日(日)		窓口	8/30(月)～9/17(金)	
	平成23年2月13日(日)		窓口	12/13(月)～1/13(木)	

◎珠算(日本珠算連盟)の検定については、商工会議所までお問合せください。

◎施行日、実施する級、申込み受付期間等に注意してお申込みください。

窓口申込

窓口申込受付期間は、平日午前8時30分から午後5時まで。

郵送申込

郵送による申込(簿記のみ)は、郵送申込受付期間内に申込書、受験料とも必着。

(受験料は、現金書留またはゆうちょ銀行へ)

ネット申込

ネットによる申込(簿記のみ)は、羽島商工会議所ホームページ(<http://www.hashima-cci.or.jp>)のインターネット申込画面より申込。インターネット申込手数料(単願、併願とも630円)が別途必要です。申込み画面の記載事項を必ずお読みいただき、ご承諾の上でお申込ください。

※ネット申込による1級受験者は、顔写真(横3.5cm×4.5cm)を、試験日の2週間前までに羽島商工会議所検定係までお送りください。到着しない場合、受験することができませんのでご注意ください。

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)のご案内

他人ごとではありません！
取引先の予期せぬ倒産！

中小企業倒産防止共済は
国が法律に基づいて実施し
ている共済制度です。

制度の特色

- ◇取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の十倍の範囲内（最高三、二〇〇万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。
- ◇貸付けを受ける際には、倒産した取引先との商取引の内容・方法が分かる書類が必要になります。
- ◇共済金の貸付けは無担保・無保証人です。（但し、ご

加入後六ヶ月後からとなります。共済金の貸付けは無利子です。ただし、共済金の貸付けを受けられますと、貸付額の十分の一に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

◇掛金は税法上、必要経費（個人事業）または損金（法人）に算入できます。

毎月の掛金は五千円〜八万円までの五千円単位で自由に選択可能です。

掛金は総額三二〇万円になるまで積立てることができ

ます。◇一時貸付金制度もご利用できます。

◇加入資格は一年以上継続

羽島商工会議所 無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 要予約	事業資金の融資相談、融資制度のご説明をいたします。 【日時】4月21日(水) 10:00~12:00 【場所】本所 2F婦人部研修室 【相談員】日本政策金融公庫
経営技術 要予約	モノづくりセンターの移動相談窓口。経営、専門技術支援のご相談に。今年度より特別に相談日を設けておりませんので、一度ご連絡ください。 【相談員】モノづくりセンター

※金融、労働・年金、経営・技術のご相談は、お電話にてご予約ください。

お問い合わせ
中小企業相談所 ☎ 392-9664

金融情報

金利のお知らせ (H22.4.1現在)

【日本政策金融公庫】

マル経資金.....1.85%
普通貸付.....2.15%

【羽島市融資制度】

小口融資.....0.75%

※小口融資のお問い合わせは、
羽島市商工観光課(☎392-1111)まで

■個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業 ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

■企業組合、協業組合
■事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

羽島商工会議所
☎ (三九二) 九六六四

本制度のお問合わせ先

して事業を行っている左記の中小企業者です。

◇貸付期間は五年間（措置期間六ヶ月含む）の毎月均等償還です

マル経融資制度のご案内

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無保証・無保証人・低利で融資する制度です。

現在、設備資金につきましては、特例制度により当初の2年間の貸付利率が0.5%低減されております。

マル経融資制度の特徴

融資限度額は？ 担保・保証人は？

・1500万円 ・不要です

返済期間は？

・運転資金 7年以内 (据置期間1年以内)
・設備資金 10年以内 (据置期間2年以内)

マル経融資制度を受けるには



●お申し込み・お問い合わせは、羽島商工会議所 (☎058-392-9664)